



小春日和の季節となりましたが、ここ数年は春のようなぽかぽかとした陽気な日は少なく、急に冬を迎えたかのように寒くなりました。時折見せるわずかな暖かい日差しを身に受け、大事に育った秋の収穫を頂戴しながら冬支度に備えていきたいと思ひます。11月は年末調整の受付が始まります。年末を前にご多用のことと思ひますが、お早目に資料等のご準備を宜しくお願ひ致します。

**今月のテーマ：年末調整**

**年末調整の流れ**



11月上旬頃、税務署から年末調整関係書類が郵便で届きます。  
 従業員様に年末調整書類を配布し、記入していただきます。(国税庁ホームページより必要枚数を印刷してください。)  
 弊社へご依頼いただく場合は、関係書類を回収後、**11月22日までに**弊社へ書類をご提出ください。  
 年末調整計算をして源泉徴収票と納付書を作成しお渡し致します。  
 年末調整に係る源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限は、**毎月納付の場合は令和6年1月10日(水)、納期の特例の承認を受けている場合は令和6年1月22日(月)**ですので、期日までにご納付ください。  
 従業員様に源泉徴収票をお渡しいただき、過納額の還付もしくは不足額の徴収を行っていただきます。

**年末調整書類(令和5年分)**

- 令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- 令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- 昨年の年末調整時に回収したものを再度配布し、令和5年中に異動がある場合は**赤字**で訂正していただきます。
- 令和5年分 給与所得者の保険料控除申告書
- 令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

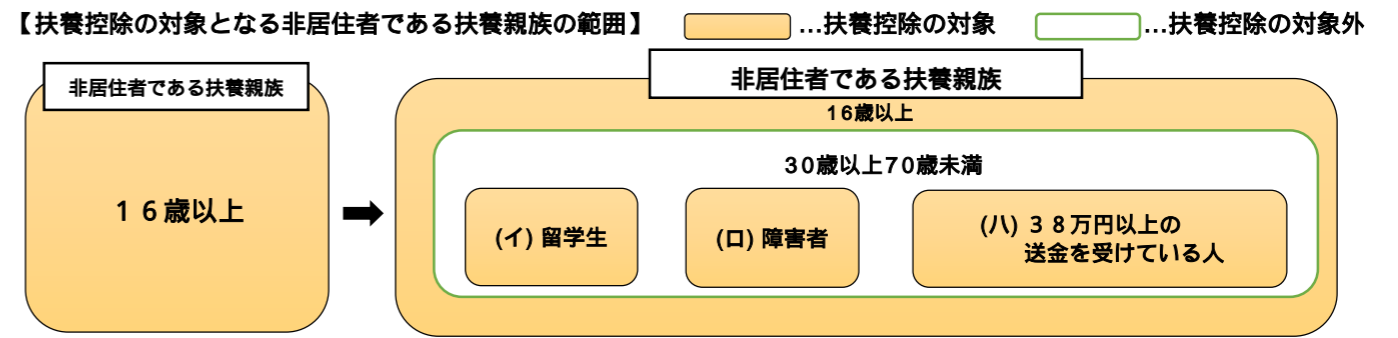
- 保険料控除証明書
  - 国民年金保険料証明書
  - 小規模企業共済等掛金の証明書
  - 住宅借入金等特別控除申告書・年末残高等証明書
  - 前職の源泉徴収票(令和5年に中途入社の方)等
- 該当する方のみ

<p><b>&lt; 年末調整の対象となる人 &gt;</b></p> <p>次のいずれかに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1年を通じて勤務している人</li> <li>年の途中で就職し、年末まで勤務している人</li> <li>年の途中で退職した人のうち、次の人           <ul style="list-style-type: none"> <li>死亡により退職した人 <b>退職の時に言う</b></li> <li>著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと見込まれる人 <b>退職の時に言う</b></li> <li>12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人 <b>退職の時に言う</b></li> </ul> </li> <li>パートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人(退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる場合を除きます。) <b>退職の時に言う</b></li> </ul> <p>年の途中で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、<b>非居住者となった人 非居住者となった時に言う</b></p> <p>(非居住者とは、国内に住所も1年以上の居所も有しない人をいいます。)</p> <p>外国人の労働者であっても、国内に住所を有するか又は引き続いて国内に1年以上居所を有することにより居住者となる人については、上記の区分により年末調整の対象となるかどうかを判定することになりますからご注意ください。</p>	<p><b>&lt; 年末調整の対象とならない人 &gt;</b></p> <p>次のいずれかに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>左欄に掲げる人のうち、本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人</li> <li>左欄に掲げる人のうち、災害により被害を受けて「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定により本年分の給与に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予又は還付を受けた人</li> <li>2か所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に扶養控除等(異動)申告書を提出している人や、年末調整を行うときまでに扶養控除等(異動)申告書を提出していない人(月額表又は日額表の乙欄適用者)</li> <li>年の途中で退職した人で、左欄の に該当しない人</li> <li>非居住者</li> <li>継続して同一の雇用主に雇用されないいわゆる日雇労働者など(日額表の丙欄適用者)</li> </ul>
---	---

**昨年と比べて変わった点**

扶養控除の対象となる非居住者( )である扶養親族の範囲の見直し  
 令和5年1月から、扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族は、次に掲げる人とされました。  
 ( )非居住者...国内に住所も1年以上の居所も有しない人をいいます。

- 年齢16歳以上30歳未満の人
- 年齢70歳以上の人
- 年齢30歳以上70歳未満の人のうち、次のいずれかに該当する人
  - (イ) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人
  - (ロ) 障害者
  - (ハ) 扶養控除の適用を受けようとする所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人



国外居住親族への確認書類の提出追加  
 国外で居住する親族について扶養控除の適用を受ける場合、給与又は公的年金等の支払者に年齢等の区分に応じて、該当する全ての確認書類(親族関係書類・留学ビザ等書類・送金関係書類・38万円送金書類)の提出又は提示をする必要があります。

扶養控除申告書に「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」「寡婦又はひとり親」欄の追加  
 「令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」から「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄と「寡婦又はひとり親」欄が追加されています。

住宅ローン控除の控除率、適用期間の変更  
 住宅ローン控除は、令和4年に控除率が1%から0.7%へ引き下げられました。(これに伴い控除期間が10年から13年に延長されました。)控除率は人によって異なるため、適切な控除率による計算をお願いいたします。

**< 最低賃金の改正 >**  
 令和5年10月1日から岡山県の最低賃金(時間額)が892円から932円に変更になりました。

**< 倉敷市の電気・ガス価格高騰緊急経済対策補助金 >**  
 令和5年10月2日から申請受付が開始されました。申請期限は11月30日(木)17時15分までです。

**< お知らせ >**  
 11月10日(金)、11日(土)は研修旅行のため、12月1日(金)は社内清掃のためお休みをいただきます。ご迷惑をお掛け致しますが、よろしくお願い致します。

**< Visionのご案内 >**

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー: Vision**  
 今月の開催日は**11月9日(木)**です。  
 経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
11月9日(木)	9・10・11・12月決算法人様	11月7日(火)
12月7日(木)	1.0・11・12・1月決算法人様	12月5日(火)
1月18日(木)	11・12・1・2月決算法人様	1月15日(月)

**< 11月のカレンダー >**

9	木	*経営計画書作成セミナー: Vision
10	金	*10月分源泉所得税・住民税の納付期限
15	水	*所得税予定納税減額申請期限
30	木	*9月決算法人の確定申告・納付期限
		*3月決算法人の中間申告・納付期限
		*個人事業税・所得税 第2期の納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(消費税の年税額400万円超の6・12月決算法人)
		*消費税毎月納付(9月分)

当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています